

旭農第872号の15
令和7年2月7日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

旭市長 米本弥一郎

市町村名 (市町村コード)	旭市 (122157)
地域名 (地域内農業集落名)	古城地区 (古城村第1区、第2・9区、第3区、第4区、第5区、第6区、第7区、第8区、第10区、第11区、第12区、第13区、第14区、第15区、第16区、第17区、第18区)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月7日 (第1回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当該地区は市の北部に位置し、北部に北総台地の畠地帯と谷津田を抱え、南部には干潟八万石の平地が広がる地域となっている。南部の水田と北部の畠地は近年の基盤整備事業により大区画化された優良農地が多いが、北部の谷津田は整備から半世紀近く経過しており、遊休農地化が進行している。農業者の平均年齢64.19歳と高齢化が進み、条件不利地域を中心に遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。このため、分散する担い手の農地を集約化するとともに、地域で取り組める新たな作物や栽培方法等を検討していく必要がある。

【地域の基礎的データ】

農業者:358人(うち50歳代以下106人)

主な作物:水稻、きゅうり、トマト、春菊、ニラ、かぶ、さつまいも、やまといも、大根、にんじん、さといも、キャベツ、ねぎ、ブロッコリー、ピーマン、落花生、ほうれんそう、レタス、飼料用米、養豚、肉牛

(2) 地域における農業の将来の在り方

水田では主食用米のほか飼料用米等の非主食用米の生産拡大に取り組み、畠では主力品目であるトマト、きゅうりなどの施設野菜ややまといもなどの露地野菜を中心に市場動向を把握しながら収益性の高い作物の栽培に取り組む。また、地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集積及び栽培する作物に合わせた農地の集約化を段階的に進めるとともに、施設園芸における温度管理等スマート農業の導入など農作業の効率化・省力化のための取組を推進する。農業を担う者への農地の再分配を進めることができるよう農道の補修整備等必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。地区内に水稻、露地、施設栽培、畜産など多様な作物・経営形態があり、生産物・副産物を相互利用しやすい環境であることから、耕畜連携による循環型農業の取り組みを推進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	655 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	586 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。保全・管理等のエリアについては、地元で慎重な協議を積み重ね、必要な場合は適切に設定する。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。農用地の集約化の意義について、農地の出し手、受け手や地域の関係者が認識を共有し集約化を円滑に進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。農地中間管理機構の活用が円滑に図られるよう関係機関が制度の周知を行う。

(3) 基盤整備事業への取組方針

優良農地を保全するため、必要に応じて畦畔除去による大区画化や農道の改修、用排水施設の補修等の対策を進める。谷津田など耕作条件が悪い農地の整備・再整備については、担い手の意向を踏まえながら慎重に検討する。新発田川地区及び秋田川地区において排水路の更新事業を推進する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

市や県、JAなどと連携し、地域内外から多様な経営体を募集するとともに、栽培技術などの支援や生産する農地をあつせんし、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。市の農業や就農に関する情報や魅力を発信し、新規就農者の確保を図る。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

選果や出荷調製等収穫後の作業のJAへの委託など農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用を推進し、農作業の効率化と遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

- ①アライグマ・ハクビシンの被害が拡大しないよう防止柵を設置するとともに、捕獲による個体数削減を進める。
- ②良質な堆肥と飼料作物の交換による耕畜連携及び環境保全に効果の高い営農活動を推進する。
- ③生産労働力の省力化のためスマート農業の導入を促進する。
- ⑦多面的機能支払交付金を活用した優良農地の保全及び農道・水路等の地域資源の保全のための活動を推進する。